

離に矛盾があります。また、このことは、ケアプラン作成においても意味のない混乱をきたしています。介護サービスには家事援助が含まれることを前提にした上で、2分することで充分であり、また、その報酬差については、現状のように3倍もの報酬格差は合理的な根拠がなく、極力狭めるように改善すべきです。そして、簡単な家事援助については、介護保険制度の枠外における「介護予防・生活支援事業」の促進をはじめとして、市民の自発的な助け合いやボランティア活動、そして、民間の事業などが十分に提供できるよう、社会基盤を整備していくことによって供給していくことです。

以下、個別の問題について要請します。

- ① 介護報酬はサービス提供時間によって請求することとなっており、移動時間については勘案されていません。しかし、移動時間もまた労働時間であるため、これを勘案した介護報酬の設定が望まれるべきです。ことに、過疎地における移動時間、また、雪国における積雪時の必要時間についても考慮すべきです。
- ② 早朝割増にあたるサービス時間帯から継続して昼間の時間帯にサービス提供する場合、利用者の同意を得て開始した時間帯の割増率をそのまま適用してもよいことになっていますが、この適用は無駄であり、廃止すべきです。
- ③ 通所介護の場合の付加サービスについては、基本パターンがあるため、単純化すべきです。

### 3. 居宅介護支援事業における介護報酬について

介護支援事業における介護報酬については、この事業だけで自立した経営ができるようなレベルに高めることを求めます。また、住宅改修のみのプラン作成の場合にも、計画作成費を支払うべきです。

なお、この際に、ケアマネジャーの質を担保する仕組みづくりとセットすることが重要であり、そのためにも研修制度の一層の充実を求めます。

### 4. 介護保険制度について

- ① 痴呆対応型共同生活介護の人員基準について  
夜間の準夜勤の人員が確保されるように改善を求めます。
- ② サービス提供責任者の設置基準について  
現行の制度では、訪問介護事業者におけるサービス提供責任者は10人に1人、もしくは月間サービス時間450時間につき1人の設置を条件としていますが、2人以上の設置については基準の緩和を要求します。
- ③ 介護認定について  
介護認定における痴呆高齢者の判定を正確にするために、調査方法、認定基準の見直しを行うことを求めます。

### 5. 介護保険制度「枠外」事業について

- ① 「介護予防・生活支援事業」の実施にあたって多くの自治体においては、自動的にその委託先を社会福祉協議会とするところが圧倒的ですが、少なくとも当該自治体エリアを活動範囲とするNPO法人等との入札等による公平な実施とするよう、強く関係機関へ提言していくよう要請します。
- ② 食事サービス（会食方式、配食方式）はきわめて重要なサービスであり、この基盤整備（土地・建物の提供、厨房の設置等初期投資費用支援、会食の場所の提供等）を強力に進めることを要請します。
- ③ 清掃（玄関から道路、庭掃除、草むしりなど）については、要援助者が気にする点であり、こうしたサービスが地域社会においてスムーズにできるようにボランティア団体やNPOへの支援を求めます。
- ④ 移送サービスについては、介護保険の枠外における助け合い活動として実施する場合においては規制をしないこと。また、各自治体において、この事業を支援するよう要請していくことを求めます。

### 6. NPO支援税制について

- ① NPO法人が行う介護保険事業は課税され、社会福祉法人が行う同事業は例外規定に該当するため非課税という不合理な扱いを是正し、経過措置がとれるよう、関係機関に強く要請していくよう求めます。
- ② この他、認定NPO法人の認定要件の緩和をはじめ、みなし寄付金制度の創設、NPO法の改正を含めて、関係機関に積極的に要請していくよう求めます。

## 介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）

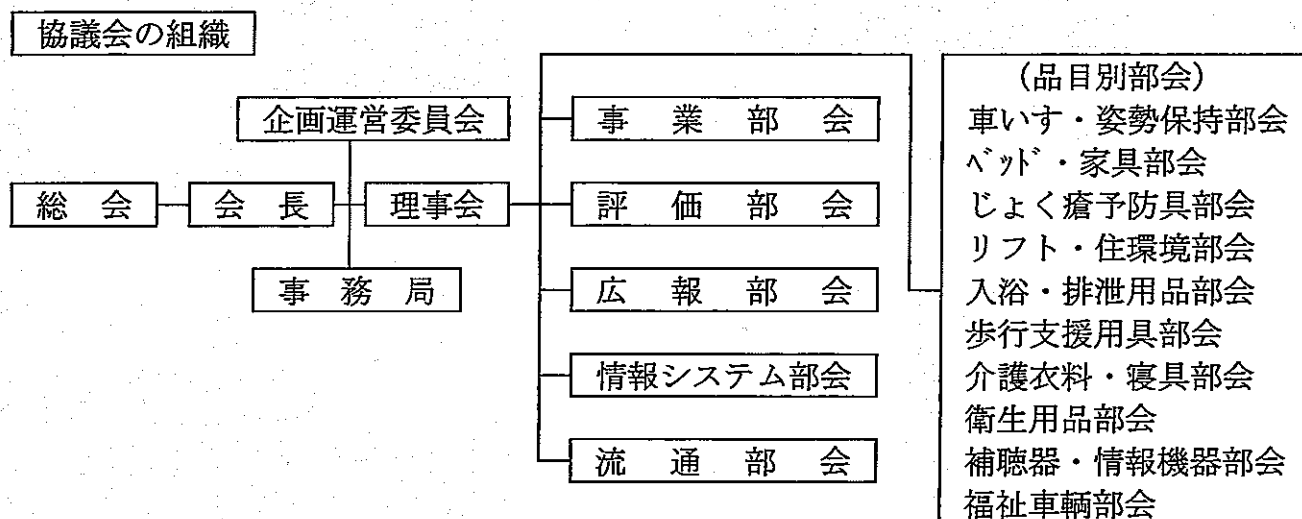
1. 団体の名称 全国福祉用具製造事業者協議会
2. 代表者氏名 会長 松永茂之
3. 団体の概要

### (1) 目的

当協議会は、高齢者や障害者の方々の自立を支援し、又介護度の重度化を防ぐための優れた福祉用具の開発・製造・普及を目的に、福祉用具の製造・輸入・OEM販売に関わる民間事業者により平成8年7月に設立されました。

現在、正会員106社、賛助会員（本会の事業を賛助するため入会した企業、団体又は個人）12社によって構成されています。

### (2) 組織構成



### (3) 事業・活動内容

- ・福祉用具開発・改善や利用技術開発のための調査研究と評価システム構築
- ・福祉用具普及のための調査研究と情報システムの構築
- ・安全な福祉用具の開発普及のための調査研究、評価標準化事業
- ・会員等の啓発に資するシンポジウムの開催
- ・行政機関・関係団体などとの連携、協力

など、福祉用具の製造等にかかわる民間団体として、事業者間の連絡調整体制を確立し、品質の充実・向上を推進する福祉用具の開発・改善に資する活動を行っています。

### 4. 意見内容

福祉用具製造の現場では、要支援・要介護高齢者の自立支援や介護者の労力軽減に役立つ様々な福祉用具が開発・生産され、普及しつつあります。

そのなかでも、既に利用効果・安全性などの技術が確立している次の福祉用具などを介護保険対象にお認めいただきたく要望します。

なお、今後とも優れた福祉用具の開発・生産に努力を続けますので、対象種目の弾力的取り扱いをお願いします。

(1) 基本的な考え方

福祉用具の活用は要介護者の自立、介護負担の軽減など在宅介護を推進する上で重要な役割を果たすことが可能です。一方で福祉用具製造の現場では、様々な福祉用具が開発・生産されています。

介護保険の対象となる福祉用具の範囲については、自立支援の観点から、開発・生産の動向に応じて、利用効果や安全性などが確立されているものを見直すなど、弾力的にご検討願いたい。

(2) 範囲拡大をお願いしたいもの

例1 介護支援機器 (移乗補助具)

介護者が、移乗時の補助として用いることにより、腰痛防止などの効果が期待できる用具  
(スライディングボード、スライディングマット、ターンテーブルなど)

例2 要支援・要介護者や介護者の安全に資する用具

浴槽内・浴室内滑り止めマットなど

例3 要支援・要介護者の自立に資する用具

立ち上がり支援椅子など

例4 移動用リフト

現告示では垂直移動と水平移動の機能を持つことが前提に規定されていますが、垂直移動のみのリフトでも以下のように自立・介護支援に有効な製品もあります。

・段差解消機

車椅子などによる屋内・屋外の移動の際の段差解消手段として、現在スロープが対象になっていますが、同じ用途で広いスペースの取れない所で有効に使用できる垂直移動の段差解消リフト

・入浴リフト

現在、バスボード・浴槽台(要介護度一軽度)移動用リフト(要介護度一重度)は対象になっていますが、垂直移動のみで要介護度が中等度の方に有効な入浴リフト

(3) 福祉用具の貸与・購入区分の見直しをお願いします。

現在はレンタルの対象ですが、購入の方がなじむと思われる用具

例 身体に密着するもの一じょく瘡予防用具予防マットなど

現在は購入対象ですが、レンタルの方がなじむと思われる用具

例 高価なもの一昇降便座 など

(4) 住宅改修の種類などの見直しをお願いします。

福祉用具を有効に活用するためには、住宅改修は不可欠な要素でありますので、今後、住宅改修の種類などの見直しと、弾力的取り扱いをお願いします。

## 介護報酬に関する意見（事業者団体ヒアリング）

1. 団体の名称 社団法人日本福祉用具供給協会
2. 代表者氏名 理事長 池田 茂
3. 団体の概要

- (1) 目的 日常生活を営むのに支障のある、全ての高齢者や身体の不自由な方の自立支援・生活支援及び介護負担の軽減のために福祉用具を供給する民間事業者が、健全な経営を図りつつ、倫理的自覚に基づき、関係する公的機関や関係団体と連携しながら、供給する各種サービスの質的向上に努めるとともに、福祉用具の普及促進等を通じて総合的な介護システムの増進に資すること、ひいては地域福祉の発展に寄与することを目的とする。
- (2) 組織
  - ・全国を10支部、47ブロック（47都道府県）として組織化。
  - ・役員 理事33名、監事4名。
  - ・会員数 正会員601社、賛助会員62社。（平成14年2月現在）
- (3) 事業
  - ・福祉用具に関する調査研究。
  - ・福祉用具供給事業者に対する教育・研修。
  - ・福祉用具に関する知識の普及啓発。
  - ・行政機関、関係団体等との連携及び協力並びに協会組織の強化充実。
  - ・その他協会の目的を達成するために必要な事業。

## 4. 意見内容

福祉用具貸与・販売の事業を介し、利用者と直接接する団体として、

- ・利用者の福祉用具ニーズをくみ取り、有益で利便性のある福祉用具の活用により、在宅での自立した生活の維持・促進を図る
- ・流通上の環境を整えて、福祉用具の普及促進に資するような事業運営を確保するという観点から、次の点について見直しをお願いします。

- (1) 福祉用具の供給事業を行う上で、以下のような経費や事業運営上の配慮をお願いしたい。

### ①搬入・搬出費用について

レンタル期間中の福祉用具を、利用者の都合により他の場所に移動する場合は、利用者が、その費用を負担することとし、その点について運営基準に明記していただきたい。

### ②福祉用具の貸与と購入の区分の見直しについて

福祉用具貸与種目のうち、歩行補助つえ等低価格のものは、福祉用具購入費の対象にしていただきたい。

（理由） 搬入・搬出経費や請求事務処理経費がレンタル料を上回るため。

(2) 福祉用具貸与種目の追加について

次のものを福祉用具貸与種目に追加していただきたい。

①工事を伴わない設置型の「段差解消機（段差解消用リフト）」

（理由）利用者の住環境によっては、住宅改修をするより経済的である。

②入浴用リフト（浴槽内で垂直に上下動するもの）

（理由）入浴の介助に有効なものである。

③ケア・チェアー（立ち上がりの補助）

（理由）腰や膝に負担をかけずにボタン操作で立ち上がることができる。

(3) 福祉用具購入費の利用について

福祉用具購入費については、支給限度額まで利用されていないケースも多いと聞  
くが、利用者によっては限度額を超えて利用される場合もあるので、この点柔軟に  
対応できるようにしていただきたい。

(4) 住宅改修費について

住宅改修については、現在の対象種類のほか、例えば介護保険対象の福祉用具の  
利用のための付帯工事の際にも柔軟に活用できるようにして欲しい。